



明治学院大学機関リポジトリ
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/>

Title	民生委員児童委員が担う子育て支援活動の効果についての考察 民生委員児童委員の子育てサロン活動を中心として
Author(s)	藤高, 直之
Citation	
Issue Date	2016-09-20
URL	http://hdl.handle.net/10723/2879
Rights	

「民生委員児童委員が担う子育て支援活動の効果についての考察
－ 民生委員児童委員の子育てサロン活動を中心として －」

(論文要旨)

A study of the effects of child care support activities of Minsei-iin-Jido-iin
－ Around the child care salon activities Minsei-iin-Jido-iin －

大学院社会学研究科
Division of Sociology
Graduate School

2015年10月30日
October 30, 2015

藤高 直之
NAOYUKI FUJITAKA

1. 本研究の背景

現在のわが国は、年少人口の割合が 12.7%と過去最低となり、生産年齢人口の割合も 60.9%で、1992(平成 4)年(69.8%)以降低下を続けている。また、65 歳以上人口の割合は 26.4%となり、4 人に 1 人以上が 65 歳以上人口となり少子高齢化が進んでいる⁽¹⁾。

このような状況の中、地域の子育て家庭を取り巻く環境を概観すると、3 歳未満の乳幼児の約 8 割が保育所を利用せず家庭において養育されており⁽²⁾、また未就学児のいる子育て家庭の 8 割以上は核家族世帯である。日本の核家族化率が、1975(昭和 50)年の約 64%を頂点としてその後は徐々に低下し始めていることから、未就学児のいる子育て家庭が核家族である割合が非常に高いことが分かる。この原因の一つとして、拡大家族の一つの形態である三世帯世帯の割合がこの 20 年間で 14.2%から 6.6%に低下していることが挙げられる⁽³⁾。

「第 14 回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、「夫妻の母親(子の祖母)からの子育て支援は 1980 年代後半以降上昇傾向にあったが、2000(平成 12)年以降は 5 割程度で推移している。」⁽⁴⁾と指摘されている。これは、3 歳未満の乳幼児の約 8 割が家庭で養育されている中で、その多くが核家族であることから、日常生活の場である家庭において子育て家庭は祖父母等の家族からの日常的な支援を受けにくくなっていると考えられる。

さらに、近年、未婚率と離婚率が上昇しており、家族を作らない、家族から離脱するという人が増えていることが⁽⁵⁾、先述した世帯の分離と併せて血縁関係の希薄化をもたらしている。

加えて、子育て家庭が暮らす地域においては、地域での深い近隣関係を望まない人々が増えていることや、職住が分離し地域との結びつきが構築しづらい状況があり⁽⁶⁾、地域全体で子育てをするという環境が整っているとは言い難い状況である。一例を挙げると、以前は団地などの一つのコミュニティとして形成されていた集合住宅が、現在ではオートロックマンション等のプライバシーを重視した集合住宅へと居住環境の変化が起こっていることや、子育て家庭が地域住民との関わりを持つ手段の一つである子供会などの自治会組織の機能低下も指摘されているなど⁽⁷⁾、様々な要因により、地縁関係が希薄化している。

ベネッセ教育総合研究所が 2015(平成 27)年に実施した子育て家庭の生活に関する調査では、「母親が家を空けるとき、子どもの面倒を見てくれる人が『いる』と回答の内訳は、『きょうだい、親戚』76.3%と最も多く、次に、「父親」65.7%が挙げられている。なお、「父親」の比率は、05 年調査が 50.9%、10 年調査が 61.5%、15 年調査が 65.7%と増加している一方で、「近所の人」(05 年調査 13.9%、10 年調査 8.1%、15 年調査 5.5%)及び、「父親・母親の友人」(05 年調査 13.9%、10 年調査 8.1%、15 年調査 5.5%)」が減少傾向であることが示されている⁽⁸⁾。

これは子育て家庭に限ったことではないが、地縁関係が希薄化していることから日常的な地域でのつながりを持たず、2006(平成 18)年度国民生活選好度調査によると、回答者の 65.7%が「近所に生活面において協力し合う人がいない」と回答している⁽⁹⁾。

子育て家庭に焦点をあてると、こども未来財団による子育て家庭を対象にした意識調査では、末子年齢が 0~2 歳の場合『親仲間がほとんどいない』割合が高く、「末子年齢が低い方が孤独を感じる割合が相対的に多くなる傾向がある。」⁽¹⁰⁾との結果が出ている。また、文部科学省による調査においても『子育てのモデルが身近にいないため、子育ての不安や負担感があり、自信が持てない』と約 4 割の保護者が子育てについての不安や悩みを抱え

ている。」⁽¹¹⁾との結果が出ており、子育て家庭が身近に同じ境遇にある仲間を見つけにくくなっており、不安や悩みを抱えていることが分かる。

日中に在宅で養育されている乳幼児がいる子育て家庭は、共働き世帯ではなく夫婦のどちらか一方のみが就業していることが多く保育所に通っていないため、「子育てひろば」など地域の子育て家庭が集う場所に参加していなければ、地域社会との日常的な関わりができるのは子どもが幼稚園に入園する3歳からが一般的である。裏返すと、0～2歳の乳幼児を家庭で養育している子育て家庭は、地域社会に所属する（日常的な関わりを持つ）機会が少なく、先に挙げたように血縁・地縁関係が希薄化していることから子育て家庭が地域で孤立しやすい状況であることが分かる。

また、子育て家庭の家庭状況に焦点をあてると、父親である男性の長時間労働や育児参加の割合・内容ともに十分ではなく⁽¹²⁾、母親に負担が偏っていることが分かる。厚生労働省の「全国家庭児童調査」においても「しつけや子育てに自信がない」とする親の割合が増加している⁽¹³⁾。

以上のように血縁・地縁関係の希薄化に伴い、「家庭や地域における子育て力」が低下することで、子育て家庭が地域で孤立し、子育て家庭が多く不安や悩みを抱えている状況がある。松原は、家庭や地域における子育て力の低下の原因の一つに育児の孤立をあげ、その原因として①育児の負担が母親に集中しすぎている点、②育児をする親の近隣との人間関係の希薄さを指摘している⁽¹⁴⁾。このことから、「家庭や地域における子育て力」と「子育て家庭の孤立」が密接に関わっていることが分かる。

このような子育て家庭に対する支援として、1980年代後半には母親同士が互いに助け合う子育てサークルや地域の様々な関係者による子育て家庭と地域とのつながりを支援する「子育てネットワーク」と称される組織を結成していく動きが見られるようになった⁽¹⁵⁾。

しかし、国立女性教育会館が実施した全国調査では1,567の子育てネットワーク等の子育て支援団体の存在が明らかになっているが⁽¹⁶⁾、すべての地域においてこのような子育て支援団体が存在しているわけではなく充実しているとは言い難い。

なお、国の政策等で本格的に子育て支援という言葉が使われたのは1994(平成6)年のエンゼルプランであった。同プランはそれまで議論されていた少子化対策を中心としたもので保育所対策が主な項目であったが、1995(平成7)年に保育所において地域子育て支援センター事業が開始され、いわゆる「保育に欠けない」未就学児と保護者を対象とした子育て支援が開始された。

その後の2002(平成14)年に発表された「少子化対策プラスワン」という計画に基づき、2003(平成15)年に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が成立し、次世代育成支援施策が展開されている⁽¹⁷⁾。この次世代育成支援対策推進法と同時期に成立した改正児童福祉法において子育て支援の制度化が行われ、地域子育て支援拠点事業などの今日の子育て支援事業として実施されている⁽¹⁸⁾。

また、子育て支援事業以外にも子育て家庭が住む地域においては、社会福祉協議会、民生委員児童委員をはじめとして、ボランティア団体・NPO団体が、育児相談や食育講座、子育てサロンなど様々な子育て支援活動を行っている。

先述の出生動向基本調査では、夫婦の出生意欲について、「地域における子育て支援がないと出生意欲は低い」との結果が出ており⁽¹⁹⁾、「家族と地域における子育てに関する意識調

査」においても、子育てをする人にとっての地域の支えの重要性について、9割の回答者が「重要だと思う」と回答している⁽²⁰⁾。このことから地域における子育て支援は、子育て家庭にとって必要な支援の一つとして認識されていることが分かる。

しかし、前述した子育て家庭に対する意識調査の結果からも分かるように、子育て家庭の不安や悩み、育児負担等の課題を解決するためには、現状の子育て支援が十分であるとは言いきれない。また、「家庭や地域における子育て力の低下」を妨げ高めていくためにはこれまで以上の子育て支援の拡充とともに、「家庭や地域における子育て力の低下」の原因である育児の孤立を解消していくことが必要と考えられる。

なお、国はさらなる子育て支援の拡充の手段の一つとして、子育て支援事業の一つである「地域子育て支援拠点事業」を2013(平成25)年度より機能別に再編し、機能強化を図る取り組みが実施されており、「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」の地域子育て拠点が創設された⁽²¹⁾。この「地域機能強化型」とは、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・親育て」の支援の両面の充実を目的としており、NPOやボランティア団体など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上し、「地域で子育てを支える」ことを目指している。

また、2015(平成27)年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」⁽²²⁾の中でも、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」が掲げられており、地域における子育て支援の充実が図られるとともに、我が国全体の課題として、その重要性が認識されている。

2. 本研究の目的

まずは、本研究の背景をふまえ、本研究における問題意識を整理することとしたい。地域における子育て支援を考えると、子育て家庭の不安や悩み、育児負担や子育ての孤立等の課題を解決し、「家庭や地域における子育て力の低下」を防ぐためには、「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う環境作り」が必要である。

前述したように、血縁・地縁関係の希薄化に伴い、子育て家庭が地域で孤立し、子育て家庭が多く不安や悩みを抱えている状況がある。この不安や悩みを解決するための手段の一つとして、近年は「インターネットやブログ」、「テレビ・ラジオ」といった多様なソーシャルメディアから子育てに関する様々な情報を得ることができる。しかし、あまりにも多くの情報が氾濫している中で、子育て家庭は、何が正しい情報であり、自身に必要な情報は何かという判断をするのは容易ではない。逆に多すぎる情報により、何を信じて良いかわからず不安や悩みを増幅させてしまう可能性もある。

また、子育てに関する様々な情報を得られたとしても、情報だけでは、子育てに関する不安や悩みを生じさせる原因の一つである子育て家庭が住む地域での「子育ての孤立」を防ぐことはできない。

前述したベネッセ教育総合研究所による同調査では、「多くの母親が子育てに対して肯定的な感情を持っているが、併せて約4~6割の母親は不安感や否定的な感情をもつ傾向は15年前から変わらない。」⁽²³⁾との結果が出ており、子育て家庭の周りには多くの情報があふれているが不安や悩みはなくならず、身近に子育てのモデルとなる親族や近隣住民との関わ

りが少なくなっているため、地域で孤立してしまっている現状がうかがえる。

このような状況を解決するためには、子育ての孤立を防ぐための「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う環境作り」が必要であり、そのためには、「地域全体で子育てを支える」支援体制の構築とともに、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を創っていくことが重要であると考ええる。

なぜならば、家庭や地域における子育て力の低下を防ぐためには、第一に子どもと子育てに関して第一義的責任を有する保護者の成長(育ち)が不可欠だからである。「地域全体で子育てを支える」支援体制が整っていても子育て家庭自身の成長(育ち)がなければ、子育て家庭はいつまでも支援を提供される対象者という枠に留まり、子育て家庭が抱える不安や悩み、育児負担等の課題に対して自らが解決する力の醸成につながらない。

また、子育て家庭が成長し子育て力を得るためには、子育てに関する知識だけではなく様々な経験が必要であり、それらを積むためには子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる環境を創っていくことが重要だと考えられる。

筆者自身も乳幼児を家族に持ち子育てに日々追われている最中であるが、知識として頭では理解していても実際に子どもと向き合うとうまく行かず困惑してしまうことがほとんどである。そのような時に、自宅を出て地域の多様な人と出会いふれあい、子育てに関する話をしたり、不安や悩みを聞いてもらうことで、「助けてもらう(支援される)」だけでは得られなかった経験を積むことができていると感じている。

なお、地域における子育て支援の考え方について、村山は、「子育て支援で大事な営みは、地域性、地域での連携ということにある。子育てにとって、地域で子育ての思いを共有し共感しあう営みを築いていけるような多様な人間関係をどのように築いていくかが大切である」と述べ、子育て支援を地域コミュニティ再生の課題の中で捉えなおす必要性を提示している⁽²⁴⁾。

このように、地域において血縁・地縁関係が希薄化している今日状況の中で「子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う」環境を形成するためには、子育て家庭や関係者に対して支援の場所や機会を提供するだけでなく、「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を創っていくことが重要である。また、子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得するためには、地域で生活する子育て家庭同士や子育て家庭と地域住民、行政機関などの様々な社会資源を円滑につなぐ存在を欠かすことはできない。

地域における社会資源の具体例として、行政機関では市役所等の行政窓口、保健所、福祉事務所に置かれている家庭児童相談室などがあり、加えて地域間格差はあるものの地域に点在する保育所、児童家庭支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会や産婦人科や小児科を持つ医療機関、NPOやボランティア団体など多様な主体でもそれぞれの特性を活かした支援が行われている。また、血縁・地縁関係の希薄化している状況であるからこそ身近な親族や友人、近隣住民や地域で生活している同じ境遇にある子育て家庭も重要な社会資源であることを忘れてはならない。

筆者は、その中でも地域で生活する子育て家庭同士や子育て家庭と地域住民、行政機関などの様々な社会資源を円滑につなぐ役割を担うキーパーソンの一人として、日本全国に一定の割合で配置され日々地域で活動を行っている民生委員児童委員が挙げられると考え

ている。

一例を挙げると、民生委員児童委員は、地域の様々な関係者と連携しながら、低所得を背景とした児童虐待の問題や、子どもたちの就学に関する相談支援や学習支援、朝食を食べずに登校する児童への対応等、さまざまな取り組みを行っている。また、子育て支援活動に限ったことではないが、地域において課題を抱える住民に対して必要な行政施策やサービスの情報提供・利用支援を行うなど、既存施策の利用活性化にも寄与している。

筆者の研究活動の中で知り得た具体例を挙げると、相模原市民生委員児童委員協議会では、行政による乳幼児の定期健診にボランティアスタッフとして関わっており、健診時に休憩室等を利用して紙芝居やパネルシアターを行いながら、子育て家庭への声掛けをしながら関係づくりを行っている。その際に、地域の子育てマップを手渡したり、委員が携わっている子育てサロンを紹介するだけではなく、近所のスーパー等ですれ違った際には世間話をするなど、少しずつ信頼関係が構築できるように努めている。相模原市では、民生委員児童委員が主催する子育てサロンの他にも、子育て支援事業としての子育てサロンが開催されており委員も運営の役割を担っている。委員は、子育て家庭に対して委員が関わる複数の子育てサロンやその他の子育て支援の選択肢の中から子育て家庭自身が希望する選択肢を選んでもらえるように情報提供を行っている。

また、顔見知りになった子育て家庭や子育てサロンに参加した子育て家庭からの相談ごとがあれば地域で実施されている子育て支援の情報提供を行い、専門職である保健師などへの相談が必要であれば、子育て家庭が希望すれば可能な限り同行することで、子育て家庭の不安を取り除き、時には相談事を代弁したりする役目を果たしている。

このように民生委員児童委員は、継続的に子育て家庭と関わりながら、必要に応じて地域の関係者による支援につなげていく役割を担っている。

もちろん、全国で活動している民生委員児童委員のすべてが上記のような多様な活動をしているわけではない。委員活動の現状については後述するが、子育て支援活動を行っているが決して活発ではない場合が多いのが現状である。また、民生委員児童委員として子育て支援活動を委員活動の中心としている事例は非常に希少であると言える。

しかし、専門職ではない民生委員児童委員だからこそ、「支援する側・支援される側」という垣根を取り払い、子育て家庭と同じ目線で日々の生活や生じる課題に向きあうことができるかと筆者は考えている。

民生委員児童委員は、1947（昭和22）年の児童福祉法の制定から民生委員が児童委員も兼任することになって50年以上も地域において活動を行っており、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアである。児童委員活動としては、地域の子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っており、子育て支援活動の具体例をあげると、出生して間もない子育て家庭に対して子育てマップや子育て啓発パンフレットなどの子育て支援の情報提供を行ったり、気軽に相談できるきっかけをつくる目的で「赤ちゃんおめでとう訪問活動」を行ったり、地域の乳幼児とその保護者同士の交流を目的とした「子育てサロン活動」を実施している。

しかし、これまでの民生委員児童委員の活動の歴史を振り返ると、一人の委員が民生委員と児童委員の役割を兼務していることから、業務の大半を高齢者が主な支援対象となる

民生委員活動に充てざるを得ない状況があることや、子育て支援に限らず地域の様々な協議体やネットワークを構築する中で欠かすことができないキーパーソンの一人として期待されているにも関わらず、民生委員児童委員自体も含めた児童委員としての認知度の低さから、必ずしも民生委員児童委員の子育て支援活動が地域に浸透しているとは言えない状況である。

このような状況の中で筆者が民生委員児童委員に着目する理由は、委員の存在および委員が行う子育て支援活動が、先述した「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を作るために必要な「縦のつながり」と「横のつながり」を構築することができるのではないかと考えているからである。

具体的には、「縦のつながり」とは、民生委員児童委員が地域住民の一人として、子育て家庭をはじめとした地域住民と関わることで世代間交流・多世代交流の機会を作ることができることや、地域の子育て家庭に対して同じ地域に住む隣人として継続的な支援ができることが挙げられる。また、「横のつながり」とは、非常に公共性の高いボランティアであり日々地域で活動している民生委員児童委員は、地域の保育所や子育て支援センター、専門職である保育士や保健師など、地域の社会資源である多くの関係者と連携した子育て支援が可能であることや、子育てサロン活動等を通して先述した「子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる」環境を作ることができるのではないかと考えている。

以上のことから本研究では、今日の家庭や地域における子育て力の低下が懸念されている状況において、子育て家庭と同じ地域住民としての立場で子育て家庭に対して支援を行っている民生委員児童委員の子育て支援活動に着目し、その効果を検証・考察することとしたい。また、効果を検証・考察することで、「地域で子育てを支える」上での委員の存在意義や委員の子育て支援活動がもたらす付加価値を明らかにしたい。

なお、民生委員児童委員が担う子育て支援活動は、全民児連による整理では、以下の 11 項目に分けられている。①子育てサロン活動、②赤ちゃんおめでとう訪問(こんにちは赤ちゃん訪問活動)、③子育てに関する情報発信(子育てマップや子育て啓発パンフレットづくりなど)、④土日、放課後の子どもたちの居場所づくり、⑤不登校児、引きこもりの子どものための居場所づくり、⑥相談活動、⑦地域でのパトロール活動、⑧福祉教育・体験活動の取り組みへの協力、⑨世代間交流、⑩子育てに関する地域住民向け啓発活動、⑪他機関・団体との子育て支援、児童虐待防止にかかわるネットワークづくり。

上記のように多岐に渡る活動を行っているが本研究では、彼らの子育て支援活動の一つである、「子育てサロン活動」に焦点をあてることとする。その理由として、「子育てサロン活動」を通して、①子育て家庭が居住する地域において、家庭以外の居場所を提供できること、②地域において同じ子育て家庭同士の仲間作りのきっかけを提供できること③子育てサロンをきっかけとして、子育て家庭に必要な支援の発見につながる可能性があることが挙げられる。これは、先述した民生委員児童委員が「子育て家庭を中心として地域全体で『子育て』を行う環境作り」のために必要な「縦のつながり」と「横のつながり」を構築していくきっかけになる活動だと筆者は考えている。また、これまで多くの実践が積み重ねられていることも「子育てサロン活動」に焦点をあてる理由の一つである。

【民生委員児童委員の存在および彼らの子育て支援活動が構築する2つのつながり】

「縦のつながり」

- ① 世代を超えた多世代のつながりの構築(世代間交流・多世代交流の機会を作る)
- ② 子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながりの構築

「横のつながり」

- ① 委員を媒介として子育て家庭が地域の社会資源である多くの関係者とのつながりの構築
- ② 子育て家庭に対しての様々な支援へのつながりの構築

3. 論文の構成

本論は、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章で構成される。

第1章を「民生委員児童委員が担う子育て支援活動の可能性」と定め、本研究の背景と研究目的を明確にした上で、文献研究により地域における子育て支援の概念と支援の類型を整理した。(本論文で使用する用語・概念の整理:7-8. 子育て支援の類型の整理は下表参照) 表1-6【本研究における子育て支援の類型の整理】出典：筆者作成。

類型	活動分類	内容	具体例
①日常養育支援型 (相互支援を含む)	日常養育	日常的な養育に関わる支援	親戚・友人・近隣住民による支援、各種保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサークル など
	見守り・訪問	日常的な見守り・訪問支援	近隣住民による安全確認、地域のパトロール活動、乳児家庭全戸訪問事業 など
	相談支援・情報提供	子育てに関する相談支援および情報提供	親戚や友人、子育て経験者、保育士・保健師等の専門職による相談支援、子育てマップや子育て情報誌の作製・提供 など
	居場所提供・交流	自宅以外の居場所提供および子育て家庭同士や地域住民との交流を促す支援	子育てサロン、地域子育て拠点事業、世代間・多世代交流活動 など
②健全育成型	健全育成	子どもの健全育成を促す支援	児童館・児童クラブ、スポーツ団体、ボーイスカウト活動、土日・放課後居場所づくり、不登校児・引きこもりの子どものための居場所づくり など
③草の根自主活動型	地域行事・伝統芸能の伝承	地域行事や伝統芸能の伝承を通して地域と子育て家庭をつなぐ支援	子ども会活動・母親クラブ活動・地域清掃活動・祭事・各種催し物などの自治会活動、唄や舞踊、楽器演奏などの地域独自の伝統芸能の伝承 など
	地域貢献・社会貢献	企業、大学、商店街、ボランティア団体等による地域貢献・社会貢献の手段の一つとしての支援	料理教室や栄養相談室の開催、子育て支援室の設置、市民講座の開催、子育てバスポート、YMCA活動 など
	社会運動	子育て家庭を取り巻く社会・地域状況の改善や社会問題の提起を通して、子育て環境の改善を促す支援	座談会や懇談会等での子育てに関する地域住民向け啓発活動、子育て支援プログラムの実施、父親の育児参加の推進、食育の推進 など
④社会的養護型	社会的養護	養育に困難を抱える家庭を社会的養育、保護する支援	養育支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業、児童家庭支援センター など
	協議会・ネットワーク	地域の様々な支援主体の連携・協働による支援	地域の支援者による連絡協議会や協働による催し物開催、地域見守りネットワークの活動 など

そして、民生委員児童委員の子育て支援活動の現状をふまえ、地域の子育て支援における民生委員児童委員の役割と課題について考察した。

(第4節 地域の子育て支援における民生委員児童委員の役割と課題)

「役割」

- ・ 子育て家庭に寄り添いながら成長を見守ることや子育て家庭と地域とのつながりを作るだけでなく継続させる役割。
- ・ 行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体、大学、企業等のボランティア活動や各種子育て支援事業への協力、災害等の緊急時の対応など、地域における子育て支援活動の担い手の一人として、独自の活動だけでなく様々な主体による支援活動に協力し得る存在として役割。

「課題」

・民生委員と児童委員を一人の委員が兼務していることと業務量の多さから委員活動の割合として子育て支援活動に充てられる割合が少ない現状がある。

(民生委員児童委員活動全体の整理の必要性)

・地域における民生委員児童委員の認知度の低さ。特に子育て家庭は地域とのつながりが薄く民生委員児童委員との関わりが少ないことが多いため、委員の存在自体を知らない場合もありうる。

第2章「地域における子育て支援の様相」では、地域における子育て支援の動向と歴史的背景のレビューを行った後に、民生委員児童委員による子育て支援活動の動向と歴史的背景の先行研究レビューを行った。その後、本研究において焦点の1つとなる地域において子育てサロン活動が果たす役割について整理した。その上で、民生委員児童委員が行う子育てサロン活動の特徴と付加価値について考察した。

(第3節 地域において子育てサロンが果たす役割)

・子育てサロンが地域に「場」の提供ができる。

→乳幼児を日中在宅で養育している子育て家庭にとって、日中に自宅以外の場所に出向く機会は限られており、同じ地域で生活する子育て家庭同士が知り合う機会も決して多いとは言えない。子育てサロンは在宅の子育て家庭にとって、子育て家庭同士が知り合うことができる貴重な場所の一つであると言える。

・子育てサロンは、サロン参加者同士の支え合いの関係構築を育む場になっている。

→地域で生活する子育て家庭同士や地域住民とのつながりを作るだけでなく、サロンの担い手を含む多様な支援者(社会資源)とのつながりを作ることができるなど、地域交流の拠点として「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」としての役割を持っている。

(第4節 民生委員児童委員の子育てサロン活動の特徴と付加価値について)

「特徴」

・主な担い手である民生委員児童委員・主任児童委員は、専門職ではなくボランティアであり子育て家庭と同じ地域住民であること。

・民生委員児童委員は日々地域で活動しており、その存在は公に認められたボランティアとして身分が明らかであること。

・地域の子育て支援に関係する社会資源とのつながりを有していること。

「付加価値」

・同じ地域住民として子育て家庭と交流を図ることができること。

・子育て家庭に対してサロンだけでなく、子どもの成長とともに寄り添った支援ができること

・サロン活動を通して、子育て家庭に様々なつながりを提供できること」

第3章「仮説の設定」では、地域における子育て支援について先行研究のレビューを行った上で、民生委員児童委員の子育て支援活動の可能性について考察した。そして、その上で、本研究仮説の設定を行った。

【研究仮説】（第 3 節 研究仮説の設定）

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」

また、上記の仮説を検証するために下記の 2 点の調査仮説を設定した。

【調査仮説①】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」

【調査仮説②】

「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」

上記 2 つの調査仮説については、法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果およびインタビュー調査結果からそれぞれの検証を行った。そして、文献研究と 2 つの調査仮説の検証結果を踏まえた上で、本論文における研究仮説の検証を行った。

第 4 章「法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 調査研究①(量的調査)」では、第 3 章で設定した本研究仮説を証明するための手段として第 1 章から第 3 章までの文献研究に加え、質問紙調査による量的調査を実施した「法定単位民児協組織に対する子育て支援活動に関する調査」についての分析を行った。

第 5 章「法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査 調査研究②(質的調査)」では、前節の量的調査の分析をふまえた上で法定単位民児協に対してのインタビュー調査を行い、先に実施した量的調査では知り得なかった情報を補完することとした。

第 6 章を「地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題」と定め、本研究仮説の検証、検証に基づく考察を行った上で、本論の総括として、地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題について考察した。

4. 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査

：質問紙調査（量的調査）（本論第 4 章）

上記の調査仮説を検証するため、法定単位民児協に対して質問紙調査を実施した。本調査の目的と対象は以下のとおりである。

(1)本調査の目的

本調査の目的は、現状の民生委員児童委員の子育て支援活動の実態を把握するとともに、彼らの子育て支援活動の効果を検証・考察することである。具体的には、彼らの存在および彼らが行う子育て支援活動が、「地域の子育て家庭に対して『縦のつながり』と『横のつながり』を構築することができる」という仮説を検証することとした。

なお、本調査では子育て支援活動の実態把握することと併せて「子育てサロン」活動の詳

細および彼らが実施する「子育てサロン」活動の効果についての意識調査を実施した。

(2)調査対象

本調査の対象は、全国の法定単位民児協(2012(平成 24)年 3 月末現在、10,880 か所)のうち 17.8%にあたる 1,934 か所、(8 都道府県および 4 指定都市)となった。調査期間は、2013(平成 25)年 7 月 1 日～21 日である。調査票配布数 1,934 件、有効回答数 1,280 件(回収率 66.18%)を分析対象とした。

(3)分析方法

本調査では、民生委員児童委員の子育て支援活動の実態を把握するための単純集計、2 変数間の関連をみるためのクロス集計と相関分析、子育てサロン活動の効果と法定単位民児協組織、委員活動に与える影響についての因子分析を行い、その結果から仮説の検証を試みた。

5. 法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動に関する調査

インタビュー調査(質的調査)(本論第 5 章)

上記の質問紙調査に加えて、インタビュー調査を実施した。本調査の目的と対象は以下のとおりである。

(1)本調査の目的

本インタビュー調査は、下記 2 つの目的を達成するための調査であり、その位置づけとしては質問紙調査の分析結果を補完するためのものである。

1. 調査仮説を検証するための質問紙調査結果の補完
2. 質問紙調査結果の因子分析から導き出された子育てサロン活動の効果についての補完

(2)調査対象

インタビュー調査の対象は、法定単位民児協 5 か所(全て同一の都道府県・指定都市)を調査対象とした。また、インタビュー調査に協力いただいたのは、いずれも当該法定単位民児協の会長であった。

(3)分析方法

本調査では、先に実施した質問紙調査結果を補完するために、法定単位民児協における子育て支援活動の効果の分析とともに、民生委員児童委員の子育てサロン活動の効果を明らかにするために、帰納的アプローチによる定性的コーディングを行った。その結果から仮説の検証を試みた。

6. 研究仮説の検証と検証結果に基づく考察

上記 2 つの調査研究結果を分析し、下記のとおり調査仮説の検証を行った。

(1) 調査仮説①の検証結果と明らかになったこと

法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果から、民生委員児童委員の子育て支援活動が構築し得るであろう「縦のつながり」について、世代間交流、子育てサロンでの「多

世代との関わり」をはじめとした活動を確認することができた。

また、インタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童の子育て支援活動の効果として【支援の連続性】が生成され、民生委員児童委員の子育て家庭に対する継続的な支援の実態を確認することができた。

さらに、地域の中で支援者が次代の支援者を育てることができる【支援の循環性】という効果も確認され、地域の中で子育て支援という行為を通して世代を超えた多世代のつながりを構築する効果があることが明らかになった。

以上の結果から、調査仮説①である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』を構築することができる」については支持されたとと言える。

(2) 調査仮説②の検証結果と明らかになったこと

法定単位民児協に対して実施した質問紙調査結果から、「横のつながり」については、民生委員児童委員の子育て支援活動が様々な関係者との「子育て支援ネットワーク」を形成する有効な手段の一つであることが分かった。また、「彼らの子育て支援活動をきっかけに様々な支援につなぐことができる」については、民生委員児童委員の子育て支援活動の相関を確認することができた。

なお、質問紙調査結果からは、「子育てサロン活動がきっかけとしてその他の子育て支援活動に広がっている」とまでは論証できなかったが、インタビュー調査結果から、法定単位民児協における民生委員児童委員の子育て支援活動の効果として【支援の拡張性】および【支援の協働性】が生成され、委員の子育て支援活動をきっかけに、地域の様々な社会資源との協働による支援が展開されていることが確認された。これは、民生委員児童委員が特定の専門職ではないことから、必要な支援があれば、「支援できる人」に協働を求めていく彼らの行動姿勢から生まれた効果であると言える。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動は、活動を通して子育て家庭と委員、協力者とのつながりをはじめとしてそれぞれのつながりを構築できることに加え、支援の対象となる子育て家庭もまた支援者となることができる【支援の相互性】という効果も確認され、これは、人と人とのつながりと様々な支援のつながりを構築する効果であると言える。

以上の結果から、調査仮説②である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができる」については支持されたとと言える。

(3) 研究仮説の検証と検証結果に基づく考察

上記の調査仮説の検証結果から、民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動は、地域の子育て家庭に対して『縦のつながり(世代を超えた多世代のつながりと子育て家庭の成長過程を見守ることができる継続的なつながり)』と『横のつながり(地域の社会資源である多くの関係者とのつながりと様々な支援へのつながり)』を構築することができることが支持された。また、縦のつながりでは調査仮説を証明する根拠となった【支援の

連続性】に加えて、【支援の循環性】という効果が確認され、横のつながりでは調査仮説を証明する根拠となったに【支援の拡張性】および【支援の協働性】加えて、【支援の相互性】という効果も確認された。

また、民生委員児童委員の子育て支援活動の一つである子育てサロンの効果についてもインタビュー調査結果から、【支援のきっかけができる】【子育て家庭に興味・関心を持つきっかけができる】【地域に出ていくきっかけができる】【地域がつながるきっかけができる】の4つのカテゴリが生成された。これにより、民生委員児童委員自身も含めて子育てサロンに関わるすべての人々に対して、「きっかけ」という効果をもたらしていることが分かった。その中でも、【支援のきっかけができる】については、委員が行う子育てサロン活動をきっかけとして、委員が行うその他の子育て支援活動や地域の関係者による支援に広がる事が確認されており、先述した5つの委員の子育て活動の効果を発揮するきっかけになっていることが分かった。これは委員の子育てサロン活動が、主な対象を妊産婦、乳幼児としていることに加えて、子育て家庭が地域のサロンにでかける集合型の子育て支援であることから、委員の子育て支援活動を子育て家庭に提供するきっかけになっていると考えられる。

以上の結果から、研究仮説である「民生委員児童委員の存在および彼らが行う子育て支援活動が、『子育て家庭が主体的に地域での居場所や関わりを獲得できる』環境を形成し、『子育て家庭を中心として地域全体で子育てを行う』環境作りに寄与する。」については支持されたとと言える。

以上のように、本研究における仮説の検証と検証結果に基づく考察を行った

7. 地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題

(本論第6章)

上記の本研究における仮説の検証と検証結果に基づく考察をふまえた上で、地域において民生委員児童委員に期待される役割と子育て支援の今後の課題について整理した。

(1)地域において民生委員児童委員が担うべき役割

筆者はこれまでの研究結果から、地域において民生委員児童委員に期待される役割については、「①地域をつなぐ役割」、「②地域の声を代弁する役割」、「③地域全体で子育てを行うきっかけを作る役割」の3つの役割があると考えている。

(2)地域における子育て支援の今後の課題

地域における子育て支援の今後の課題については、「①子育て家庭に対して継続的な関わりが持てる支援者の必要性」、「②子育て家庭と子育て支援をつなぐコーディネート機能の必要性」、「③子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性」が挙げられる。

8. 本研究の限界と残された課題

最後に、本研究の限界と残された課題3点を挙げた。

(1)民児協及び民生委員児童委員活動の全体の中での子育て支援活動の位置づけと児童委員活動のあり方についての考察

(2)子育て家庭の成長過程(ライフステージ)に応じた支援内容の整理と支援展開の方法についての検討

(3)市民活動としての子育て支援に関する歴史的変遷の整理と今後の支援のあり方に関する検討

以上が、本研究の論文要旨である。

注

(1)総務省統計局が平成 27 年 9 月 24 日に公表した人口推計（平成 27 年 4 月 1 日現在）。

(2)内閣府，2012，「子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援について（案）」，
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k8/pdf/s1.p>)，2013-08-20。

(3)厚生労働省，2014，「平成 25 年国民生活基礎調査の概況」。

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/16.pdf>)

(4)国立社会保障・人口問題研究所，2012，「第 14 回出生動向基本調査(夫婦調査)」。

(5)総務省統計局「国勢調査」による未婚率、離婚率の推移をみると、1960 年代あたりから、徐々に上がり始め、平成に入ると急激に増加し、現在も非常に高い割合を推移している。

(6)内閣府「平成 20 年度版国民生活白書」では、10 年前と比べて地域のつながりが弱くなったと回答した人の 38.3%が、「他人の関与を歓迎しない人の増加」を理由として挙げているなど、地域のつながりの希薄化は人々の意識によってもたらされた可能性があるとして指摘している。

(7)内閣府「平成 20 年度版国民生活白書」によると、地域の町内会・自治会への加入率について 1970 年調査と 2003 年調査を比較すると、対象となる地縁団体の範囲が違うなどの差があり直接には比較することはできないが両者の加入率に大きな変化はなく、いずれも加入率が 90%を超える団体が 66.2%と約 3 分の 2 に上っていると指摘しているが、実際に町内会・自治会の活動に参加する頻度は低下しており、自治会組織の機能低下について言及している。

(8)ベネッセ教育総合研究所，2015，「第 5 回幼児の生活アンケート」速報版。

(9)内閣府，2007，「平成 18 年度国民生活選好度調査」。

(10)こども未来財団，2012，「子育て環境に関する親の意識についての調査研究報告書」。

(11)文部科学省，2007，「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」。

(12)内閣府「平成 25 年版少子化社会対策白書」によると、子育て期にある 30 代男性については、約 5 人に 1 人が週 60 時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっていると指摘している。また、我が国の子育て期の夫の家事・育児にかかる時間は 1 日平均 1 時間程度となっており、欧米諸国と比べて 3 分の 1 程度となるなど、男性の育児参加が進んでいないことを指摘している。

(13)厚生労働省，2009，「全国家庭児童調査」。

(14)松原康雄，2006，「子ども・子育て支援ネットワークに児童委員が参画することの効果に関する調査」，こども未来財団：6。

(15)村田和子，1990，「親がつながる地域づくり 貝塚市“子育てネットワークの会”から」『月刊社会教育』34(10) 国土社：54-63。

- (16)江口愛子・森未知, 2003, 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供のあり方に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』(7) 国立女性教育会館 : 109-117.
- (17)平成 15 年から「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子ども育成する家庭を社会全体で支援すること」(少子化対策推進関係閣僚会議)を目的とする、次世代育成支援施策が展開されることとなった。
- (18)柏女は、2003 年(平成 15 年)改正児童福祉法が制定される前は、子育て支援は親族や地域社会の互助において行われるとの視点にたっていたため、児童福祉法には保育所をはじめとする施設サービスが中心で、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業などの在宅福祉サービスは、ほとんど法定化されていなかったと指摘している。(柏女霊峰, 2015, 「子ども家庭福祉論第 4 版」誠信書房 : 131.)
- (19)⁴前掲書.
- (20)内閣府, 2014, 「家族と地域における子育てに関する意識調査」.
- (21)「子ども・子育てビジョン」において、1 万か所(中学校区に 1 か所)の設置を目標として掲げ重点的に取組を推進されるなか、実施形態の多様化と平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化されたことを背景に、平成 25 年度より再編された。
- (22)『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことを指している。
- (23)⁸前掲書.
- (24)村山祐一, 2007, 「子育て支援施策拡充の視点を考える」『保育学研究 45(2)』日本保育学会 : 2.

A study of the effects of child care support activities of Minsei-iin-Jido-iin
— Around the child care salon activities Minsei-iin-Jido-iin —

This study is intended to consider the effects of child care support activities of Minsei-iin-Jido-iin. In addition, this study will be considered at the center of the child care salon activities Minsei-iin-Jido-iin.

In order to solve the problems of anxiety and worries and childcare burden such as child-rearing families, it is necessary to carry out child-rearing across the region.

In order to carry out child-rearing across the region, together with the construction of a support system to support child-rearing in the region, it is necessary environment in which child-rearing families can proactively won the whereabouts and involvement in the region.

The author believes that the Minsei-iin-Jido-iin plays a smoothly connecting role the child-rearing families and local residents and government agencies.

In this study, we focus on Minsei-iin-Jido-iin of child care support activities for child-rearing families, it was verified and Discussion its effect.

In this study, we conducted a questionnaire survey and interviews related to child care support activities against Minsei-iin-Jido-iin.

From the research results, as an effect of child care support activities of Minsei-iin-Jido-iin, Minsei-iin-Jido-iin presence and of their child care support activities with respect to child-rearing families, and the necessary network of contacts it has been found that it is possible to provide assistance. .